

倉橋学園 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、学校法人倉橋学園（以下「この法人」という。）の寄附行為第12条第1項の規定に基づき、役員報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者で、教職員兼務者でない役員をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員および教職員兼務の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬、賞与、退職慰労金その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この役員報酬等には、職員給与規程に基づくものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対しては、次のとおり報酬等を支給するものとする。

- (1) 常勤役員の報酬は、報酬、退職慰労金とし、旅費は別途支給する。
- (2) 非常勤役員の報酬は、役員報酬のみとし、旅費は別途支給する。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 常勤の役員に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬月額 別表第1に定める額。ただし、理事長がキラリ高等学校長を兼務する場合は、理事長の報酬に加えて、校長の年収の65%に相当する給与月額を支給する。
 - (2) 賞与および他諸手当（旅費を除く） 支給しない。
- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は別表第2に定める額とする。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日および土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の役員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 報酬 毎月20日（ただし、支給日が土日、祝祭日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。）
 - (2) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後2か月以内
- 2 非常勤の役員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席など法人運営のための業務に

あつた都度、支給する。

- 3 報酬等は、現金により本人に支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額および本人から申し出のあつた立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 役員には、別に定める旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務の執行にあつて旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(退職慰労金)

第7条 役員が退職した時の退職慰労金については、別表第3に定める算式により算出する額とする。

- 2 役員在任年数は1か年を単位とし、端数は月割とする。ただし、1か月未満は、1か月に切り上げる。
- 3 在任中に特に功績顕著を認められる役員に対しては、第7条により算定される退職慰労金額にその30%を超えない額を限度として、功績加算することができる。

(端数の処理)

第8条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額が50銭未満であるときは、これを切り捨て、その端数金額が50銭以上であるときは、これを1円に切り上げるものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

附 則 この規程は令和5年4月1日より施行する。

附 則 この規程は令和6年4月1日より施行する。

倉橋学園 役員報酬規程 別表

別表第1 常勤役員報酬

役員名	役員報酬月額
理事長	1,250,000 円

別表第2 非常勤役員報酬

(1) 理事

	役員手当
理事会等への出席 (1回につき)	20,000 円

(2) 監事

	役員手当
理事会等への出席 (1回につき)	20,000 円

別表第3 常勤役員の退職慰労金

算定式	
役員報酬月額 × 在任年数 = 退職慰労金	